

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

旧	新
<p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項）</p> <p>Ⅲ－３－１－３ 組織犯罪等への対応</p> <p>Ⅲ－３－１－３－１ 本人確認、疑わしい取引の届出義務</p> <p>Ⅲ－３－１－３－１－１ 意義</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２）「犯収法」制定の経緯</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 他方、平成 13 年 9 月の米国の同時多発テロ以降の、テロリズムへの資金供与に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても組犯法の「疑わしい取引」の届出対象に含まれるとともに、平成 15 年 1 月から、新たに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（以下「本人確認法」という。）が施行された。</p> <p>（注）その後、いわゆる「振り込め詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正利用されている事態にかんがみ、平成 16 年 12 月に本人確認法が改正され（「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改称）、預金通帳等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。</p>	<p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項）</p> <p>Ⅲ－３－１－３ 組織犯罪等への対応</p> <p>Ⅲ－３－１－３－１ 本人確認、疑わしい取引の届出義務等</p> <p>Ⅲ－３－１－３－１－１ 意義</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２）「犯収法」制定の経緯等</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 他方、平成 13 年 9 月の米国の同時多発テロ以降の、テロリズムへの資金供与に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても組犯法の「疑わしい取引」の届出対象に含まれるとともに、平成 15 年 1 月から、新たに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（以下「本人確認法」という。）が施行された。</p> <p>（注）その後、いわゆる「振り込め詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正利用されている事態にかんがみ、平成 16 年 12 月に本人確認法が改正され（「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改称）、<u>預金通帳等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 20 年 6 月施行、以下「振り込め詐欺救済法」という。）において、金融機関は、「振り込め詐欺」に限らず、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為全般に関して、振込先として利用された預金口座等（犯罪利用預金口座等）である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引停止等の措置を適切に講ずること等が求められている。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

旧	新
<p>⑤ (略)</p> <p>(3) 我が国の組織犯罪規制の概要と金融機関のコンプライアンスについての意義 ①～③ (略) <u>(新設)</u></p> <p>(4) 金融サービス濫用防止についての意義 各金融機関が、犯収法により義務付けられた本人確認等や疑わしい取引の届出、盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防止するための措置を的確に実施しうる内部管理態勢を構築することは、組織犯罪等による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融システムに対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。 特に国際的に活動する主要行等にとっては、国際社会の厳しい要請に応えていく必要があることに留意する必要がある。</p> <p>Ⅲ－３－１－３－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 口座の不正利用等を防止するため、預金の支払等に当たって、必要に</p>	<p>⑤ (略)</p> <p>(3) 我が国の組織犯罪規制等の概要と金融機関のコンプライアンスについての意義 ①～③ (略) ④ <u>更に、振り込め詐欺救済法は、犯罪利用預金口座等について、被害者の財産的被害の迅速な回復に資する観点から、残された資金を被害者に分配するための手続を規定するものであるが、金融機関にとっては、従来、預金規定に基づいて行っていた口座の取引停止等の措置が法的に求められることとなった点において、適切な口座管理の観点から、極めて重要な意義を有する。金融機関においては、不正利用口座に係る取引停止等の措置を、事務手続きの問題ではなくコンプライアンスの問題として位置付け、迅速かつ適切に実施するための態勢を整備していく必要がある。</u></p> <p>(4) 金融サービス濫用防止についての意義 各金融機関が、犯収法により義務付けられた本人確認等や疑わしい取引の届出、盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防止するための措置、又は犯罪利用預金口座等の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を的確に実施しうる内部管理態勢を構築することは、組織犯罪等による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融システムに対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。 特に、<u>国際的かつ全国的に活動する主要行等においては、国際社会の厳しい要請に応えていく必要があるとともに、組織犯罪の多い都市部に集中して業務展開をしていることなどから「振り込め詐欺」等の組織犯罪に「利用されやすい」というリスク特性を有することにも留意する必要がある。</u></p> <p>Ⅲ－３－１－３－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 口座の不正利用等を防止するため、預金の支払や口座開設等に当たっ</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

旧	新
<p>応じ本人確認の実施や、口座の利用目的等の確認を行う態勢が整備されているか。また、<u>利用者保護のあり方</u>について検討を行い、必要な措置を講じているか。</p> <p>特に、いわゆるヤミ金融業者等が預金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付け銀行の預金口座に振込みを請求するなど、<u>預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金規定に定められている預金取引停止・口座解約の実施等、預金口座の不正利用の防止に資するための内部管理態勢が構築されているか。</u></p>	<p>て、必要に応じ、本人確認の実施や口座の利用目的等の確認を行うなど、<u>適切な口座管理を実施するための内部管理態勢が整備されているか。また、口座の不正利用による被害防止のあり方</u>について検討を行い、必要な措置を講じているか。</p> <p>特に、いわゆるヤミ金融業者等が預金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付けて銀行の預金口座に振込みを請求したりするなど、<u>預金口座を不正に利用した悪質な事例が大きな社会問題となっている。また、犯罪資金の払出は被害者の財産的被害の回復を困難ならしめるものである。これらを踏まえ、被害にあった顧客からの届出等、口座の不正利用に関する情報を速やかに受け付ける体制を整備するとともに、こうした情報等を活用して、預金規定や振り込め詐欺救済法に定められている預金取引停止・口座解約等の措置を迅速かつ適切に講ずる態勢を整備しているか。その際、同一名義であることなどから不正利用が疑われる口座等についても、取引状況の調査を行うなど、必要な措置を講ずることとしているか。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(5) <u>振込みを利用した犯罪行為の被害者の財産的被害を迅速に回復するため、振り込め詐欺救済法に規定する犯罪利用預金口座等に係る預金等債権の消滅手続や、振込利用犯罪行為の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等について、社内規則で明確に定めることなどにより、円滑かつ速やかに処理するための態勢を整備しているか。その際、消滅手続期間中における被害申出者に対し、支払申請に関し利便性を図るための措置を、また、被害が疑われる者に対し、支払手続実施等について周知するため、必要な情報提供その他の措置を、適切に講ずるものとしているか。</u></p>
<p>(5) ~ (6) (略)</p>	<p>(6) ~ (7) (略)</p>
<p>Ⅲ-3-1-3-1-3 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書、盗難通帳に係る犯罪発生報告書等により、上記(1)から(6)の着眼点等に照らして本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の確実な履行、盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防止するための措置を適切に実施するための内部管理態勢に問題があると認</p>	<p>Ⅲ-3-1-3-1-3 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書、盗難通帳に係る犯罪発生報告書等により、上記(1)から(7)の着眼点等に照らして本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の確実な履行、盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

旧	新
<p>められる場合には、必要に応じ法第 24 条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき、業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、法第 26 条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、法第 27 条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>（参考） （略）</p>	<p><u>防止するための措置、又は犯罪利用預金口座等の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を適切に実施するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 24 条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき、業務改善命令を発出するものとする。</u></p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、法第 26 条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、<u>又は犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときに取引停止等の措置を怠り、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、法第 27 条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</u></p> <p>（参考） （略）</p>